

「安保法制違憲国家賠償訴訟」第一回期日での意見陳述書

弁護士 寺 井 一 弘

私は、「安保法制を違憲とする国家賠償請求訴訟」の代理人の一人である寺井一弘であります。

私は現在東京弁護士会に所属して弁護士の仕事に携わっている者ですが、18歳まで爆心地にある高校で学んだ長崎出身であることから、長崎訴訟の代理人に加えさせていただきました。本件訴訟の第一回期日に私に意見陳述の機会を与えていただきましたことに深く感謝しております。

私からは、本件訴訟にかける私自身の思いとなにゆえに全国の多くの市民と弁護士がこの裁判を何故提訴したか、それについて率直な考えを述べさせていただきます。

ご承知の通り、安倍政権は昨年9月19日にわが国の歴史上に大きな汚点を残す採決の強行により集団的自衛権の行使を容認する安保法制を国会で成立させ、3月29日にこれを施行いたしました。そして安倍首相は憲法改正に着手することを明言し、7月の参議院選挙では与党を中心とした改憲勢力が3分の2を占めるという結果となりましたが、今日の事態はわが国の平和憲法と民主主義を守り抜いていくにあたって、きわめて深刻な状況であると言わなければなりません。

私は昨年9月19日の夜、集団的自衛権行使容認の閣議決定の具体化としての安保法制の採決が強行された時、国会周辺に集まった多くの市民の方々とともにわが国の平和憲法が危機に瀕していること、70年間以上にわたって「一人も殺されない、一人も殺さない」という崇高な国柄が一夜にして崩壊していくのではないかと強く実感させられました。300万人もの尊い犠牲の上に制定された平和憲法の第9条がなし崩し的に「改正」させられていくことへの恐怖と国民主権と民主主義が最大の危機に陥っていることを憂える市民の方々、老人、女性、労働者、若者たちの表情の一つ一つは今も私の脳裏に焼きついております。そして、私はその場で戦前、戦中、戦後の時代を苦勞だけを背負って生き抜いた亡き母のことを思い出しておりました。

私ごとでまことに恐縮ですが、私の生い立ちと母のことについて若干お話しすることをお許しいただきたいと思っております。私の生き方の原点につながり、今回の違憲訴訟の代理人になったことに深く関わっているからです。

私は日本の傀儡国家であった中国満州の「満州鉄道」の鉄道員だった父と旅

館の女中をしていた母との間に生まれ、3歳の時にその満州で終戦を迎えました。8月9日のソ連軍の参戦により、満州にいた日本人の生命の危険はきわめて厳しくなり、私の父も私を生かすため中国人に預ける行動に出たようです。しかし、私の母は父の反対を押し切り、残留孤児になる寸前の私を抱きしめて故郷の長崎に命がけで連れ帰ってくれました。

引揚者として原爆の被災地である長崎に戻った私ども家族の生活は、筆舌に尽くせないほど貧しく、母は農家で使う縄や箆をなうため朝から晩まで寝る時間を削って働いていました。最後は結核になって病いに伏せてしまいました。母はいつも私に「こうして生きて日本に帰ってこれたのだからお前は戦争を憎み平和を守る国づくりのため全力を尽くしなさい」と教え続けてくれました。その母も今やこの世を去ってしまいました。若し9月19日の参加者の中に母がいたならば、涙を流しながら私の手を握りしめて悲しい表情をしていたのは間違いないだろうと考えていました。

私はこうした母の教えを受けて弁護士となり、これまで憲法と人権を守るためささやかな活動をしてきましたが、今回の明らかな憲法違反である安保法制の強行は私の母と同じような生き方をしてこられた多くの方々と私自身の人生を根底から否定するものであると痛感して、残された人生を平和憲法と民主主義を踏みにじる蛮行に抵抗するための仕事に全てを捧げようと決意して代理人を引き受けることにいたしました。おそらくこうした思いは本日裁判所に出頭されている方々を含めて多くの原告や代理人が共通にされていると思います。

ところで私どもは、昨年9月に「安保法制違憲訴訟の会」を結成してこれまで全国の憲法問題に強い関心を持つ弁護士仲間と平和を愛する市民の皆様に対して、共に違憲訴訟の戦いに立ち上がるよう呼びかけて参りました。その結果、本日までに全国すべての各地から1200名近くの弁護士が訴訟の代理人に就任し、訴訟の原告となられた方は現在までに全国で3500名となっております。この勢いは今後もさらに広がっていき、全国的に怒涛のような流れになっていくことは間違いありません。

そして私どもはまず本年4月26日に「国賠訴訟」と「差止訴訟」を東京地方裁判所に提訴しましたが、その後福島、高知、大阪、長崎、岡山、埼玉、長野、女性グループ、横浜、広島からの提訴が相次ぎ、札幌、仙台、群馬、茨城、山梨、名古屋、京都、山口、愛媛、福岡、熊本、宮崎、大分、鹿児島などで提訴に向けた準備が進められています。

さらに安保法制に反対してその廃案を求める国民の署名は現在約1600万となって衆参の国会議員に提出されております。

私どもは圧倒的多くの憲法学者、最高裁長官や内閣法制局長官を歴任された

有識者の方々が安保法制を憲法違反と断じている中で、行政権と立法権がこれらに背を向け、国会での十分な審議を尽くすことなく安保法制法の制定を強行したことは、憲法の基本原理である恒久平和主義に基づく憲法秩序を根底から覆すものだと考えております。このような危機に当たって、司法権こそが憲法81条の違憲審査権に基づき、損なわれた憲法秩序を回復し、法の支配を貫徹する役割を有しており、またその機能を発揮することが今ほど強く求められているときはないものと確信しています。私どもは、裁判所が憲法の平和主義原理に基づく法秩序の回復と基本的人権保障の機能を遺憾なく発揮されることを切に望むものです。

最後に、現政権はこの安保法制問題について国民が「忘却」することをひたすら期待しながら、4年後の東京オリンピックに向けて国威を発揚して「憲法改正」の道を前進しようとしています。私どもは、こうした策動に屈することなく、これからのわが国の未来のために平和憲法を死守することを絶対に諦めてはならないと考えて今回安保法制の違憲訴訟を提起いたしました。

裁判所におかれては平和を切実に求める被爆者を中心とした長崎市民の方々の心からの願いと真摯に向かい合われることを切望して、私からの意見陳述とさせていただきます。